

令和6年度ひたちなか市まちの魅力発信（シティプロモーション）事業  
屋外プロモーションデザイン作成業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度ひたちなか市まちの魅力発信（シティプロモーション）事業  
屋外プロモーションデザイン作成業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

3. 業務の目的等

ひたちなか市は、旧勝田市、那珂湊市の合併により誕生し、令和6年11月1日に市誕生30周年を迎える。

そのような節目の年に、市内在住の方や、これまで本市に関わりを持った方々と共に、1年間を通して、文化、芸術、スポーツ、産業、教育等、様々な分野において記念事業を開催しながら、これまで積み重ねてきた本市の魅力をより多くの方々に知っていただくことで、まちに対するシビックプライド（誇りや愛着）を高め、「まちのファン」になっていただくことを目指している。

本事業については、市誕生30周年事業の一環として、本市の中心駅である勝田駅等の3か所に、本市の魅力を発信する屋外プロモーションデザインを掲示することで、ひたちなか市誕生30周年を周知するとともに、祝賀機運やシビックプライド醸成を図る。

4. 業務内容

市誕生30周年屋外プロモーションデザインの作成等

(1) 掲示物の規格（予定）

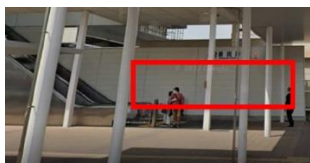
①掲示期間

令和6年8月下旬から令和7年3月中旬までとする。

②掲示場所

JR勝田駅東口、JR佐和駅東口広場、ひたちなか海浜鉄道湊線那珂湊駅構内

<参考>掲示場所想定



JR勝田駅東口



JR佐和駅東口広場



那珂湊駅構内

※設置場所は今後調整

③掲示サイズ

横 9, 0 0 0 mm×縦 1, 8 0 0 mmの範囲内とする。

(2) デザインテーマ

- ・ひたちなか市誕生30周年を広く周知できるデザインとすること。
- ・まちに対するシビックプライド（誇りや愛着）を高められるデザインとすること。

(3) 企画デザイン

①「(1) 掲示物の規格（予定）」に規定する掲示サイズの範囲内で、掲示場所の状況を踏まえた適切なサイズとする。

② デザインに使用する写真は市ホームページ、市発行の観光パンフレット等から引用することができる。

③提出されたデザイン案、企画提案書等に基づき、契約の締結後に発注者と協議の上調整し、新たに作成するものとする。

④キャッチコピー、挿入する画像、文字等については、発注者と協議の上決定するものとする。ただし、次については必ず記載すること。

ア ひたちなか市30周年記念ロゴマーク

イ 「ひとが咲くまち。ひたちなか」

なお、「ア ひたちなか市30周年記念ロゴマーク」の使用にあたっては「ひとが咲くまち。ひたちなかガイドライン」に準用するものとする。

(4) ターゲット

メインターゲットは各駅を利用する市民とする。ただし、ターゲットの範囲が広く定まらない場合は、市内在住の「F1層」及び「子育て世帯」をターゲットとする。

(5) 成果品

①掲示サイズ

令和6年5月24日（金）までに決定すること。

②デザインデータ

令和6年6月14日（金）までに納品すること。また、制作したデザインのデータ及び制作するにあたり撮影した場合は、その素材データを下記形式にて納品すること。

- ・JPGデータ、PDFデータ、イラストレータデータ

※各データはCD-ROMまたはUSBメモリースティック等の電子媒体に格納すること。

(6) 掲示に関する調整

成果品であるデザインデータについて、別途設置に関する業務を受託する事業者と、掲示物が適切に設置できるよう調整すること。（設置については令和6年8月下旬を予定）

## 5. 実施スケジュール

4. 業務内容に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期についてはひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

## 6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年条例第2号）を遵守するものとする。

## 7. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における4-(1)～(5)までに掲げる成果品（次の8-(2)において「成果品」という。）の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

## 8. 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。
- (3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。
- (4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

## 9. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。